

令和3年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年12月9日(木)	
委員(敬称略)	第一分科会長	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	委員	笥 淳夫 学校法人工学院大学建築学部 教授
	委員	遠山 康 遠山康法律事務所 弁護士
審議対象期間	原則として令和3年7月1日～令和3年9月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 国立療養所長島愛生園看護学校屋上防水等改修工事 (R3.9.10-R3.11.30)
 資格種別 : 建設工事-塗装工事または防水工事(「C」又は「D」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、落札率が低い
 発注部局名 : 国立療養所長島愛生園
 契約相手方 : 株式会社タケイ
 予定価格 : 4,866,194円
 契約金額 : 3,047,000円
 落札(契約)率 : 62.6%
 契約締結日 : 令和3年9月9日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、3者応札があり、株式会社タケイが契約の相手方となった。落札率は62.6%である。

意見・質問	回 答
3者の入札価格の平均値を取ると約3.6百万円となります。この価格が概ね実勢価格と判断できますが、予定価格は4.4百万円で、これよりかなり高い価格となっています。予定価格が高過ぎたのではないかと疑義が生じますが、如何でしょうか。	予定価格は設計事務所に委託し、積算された金額を用いています。積算においては、複数の業者からの見積もりや「建設物価」などの刊行物に記載された金額を基に計上されています。また、3者のうち1者は予定価格を上回る価格で応札されており、予定価格が高すぎたとは考えておりません。
予定価格の根拠として設計事務所が作成した「請負工事費積算書」をそのまま使用しています。この積算書に記載されている各単価の根拠を示して下さい。	各単価は、複数の業者からの見積額の最安価額の単価および「建設物価」等の刊行物に記載された金額を基に積算された単価を用いています。
予定価格は、過去の実績、市場価格と比較するなど、科学的な検証を行っていますか。	各単価は、複数の業者からの見積額の最安価額の単価および「建設物価」等の刊行物に記載された金額を基に積算された単価を用いていることから、市場価格を考慮した金額となっていると判断しました。
改修アルミ製庇の工事は1.6百万円と工事全体に占める割合が高いものとなっていますが、この価格の妥当性はどのように検証しましたか。	複数の業者からの見積額の最安価額を元に計上しており、妥当なものとして判断しました。
入札金額が低い(落札率が低い)ことについて、落札業者に質問はしていないのでしょうか。	予定価格より約180万円低額での落札価格となったが、積算内訳から、工事の履行には問題はないと判断したため、特段の質問はしませんでした。

<p>またそれに関して落札業者の積算資料を入手していたらご提示ください。</p>	<p>提出された積算内訳書を添付します。</p>
<p>本契約に関しては既に終了していると思いますが、落札率が低いことによる影響はなかったかについてご報告ください。</p>	<p>工事の施工状況を適時確認していたが、きちんと施工されており、特段の問題はありませんでした。</p>
<p>見積内訳書を拝見すると、各工事の単価が予定価格を算定した際の単価と比較して、極めて安い単価となっているようです。この数値をみて「工事の履行には問題ない」とどのような理由で判断されたのでしょうか。</p>	<p>積算内訳等を施工監理業者と確認し、施工に当たっては工事が設計通りに行うよう、工事期間中における使用材料、施工方法等を随時確認を行うことで、設計通りの成果を得られると判断しました。</p>
<p>落札率が低かった要因を分析なさっていたら分析結果をご教示ください。</p>	<p>積算内容を分析したところ、庇改修工事と、諸経費部分が特に低額となっていたが、設計業者にも確認し、工事の達成には支障なしと判断しました。</p>
<p>(分科会長の意見) 審議が終了しました。特に問題はありません。</p>	

<p>【審議案件2】 審議案件名 : 国立療養所星塚敬愛園屋上防水等改修整備工事 資格種別 : 建設工事-建築一式工事(「C」又は「D」ランク) 防水工事-防水工事(「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため 発注部局名 : 国立療養所星塚敬愛園 契約相手方 : 株式会社松美研 予定価格 : 50,655,000円 契約金額 : 37,400,000円 落札(契約)率 : 73.8% 契約締結日 : 令和3年8月2日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、3者応札があり、株式会社松美研が契約の相手方となった。落札率は73.8%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>低入札価格調査資料の「当該価格で入札した理由」の1つ目のところで、「～取引経歴が長い専門業者見積りによるもの～」という表現がありますが、これはその事業者に外注をするという意味ですか。それとも単なる購入先という意味ですか。仮に外注先とすれば再委託申請を出す必要があります。</p> <p>再委託に係る承認申請書を提出する必要はありませんか。</p>	<p>「～取引経歴が長い専門業者見積りによるもの～」は外注先の意味であり、下請通知書にて確認を行っております。</p> <p>下請け通知書を徴取しており、特に問題ないと認識しております。</p>
<p>低入札価格となった理由として、予定価格内訳書の平場ウレタン塗膜防水密着工法X-2工法単価6,160円、同超硬化ウレタン単価11,400円について、落札者見積りはこの価格に比し約3分の2となっています。予定価格が高過ぎたということはないですか。</p> <p>また、これらの単価は「資材購入予定先一覧」のどの単価に該当しますか。適正な利益は確保されていますか。</p>	<p>平場ウレタン塗膜防水密着工法X-2工法単価、同超硬化ウレタン単価は市場価格が反映された刊行物単価を採用しておりますので予定価格は適正価格と認識しております。</p> <p>X-2工法、超硬化ウレタン共通 プルーフロンプライマーS、プルーフロンGRトップ、ガラスクロス X-2工法、プルーフロンバリューエコDX、プルーフロンバリューエコDXNS 超硬化ウレタン、NTスプレータイプ</p>
<p>建設工事請負変更契約書を交わした経緯について教えてください。当該契約書には理由が明示されておりません。</p>	<p>コロナ渦中であり、急激な業績回復に伴い当初予定していた職人(左官)の確保が困難となったため。</p>
<p>信用金庫との間で工事請負債務不履行に伴う損害保証契約を締結した経緯を教えてください。</p>	<p>契約保証金(請負代金の10分の3以上)利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができますことによります。</p>
<p>資料に示されている見積書の位置づけの説明をお願いします。</p>	<p>予算規模把握のための参考見積を徴取しました。実施したい工事が5件あり、示達額を踏まえて、図書施設屋根改修工事、一時宿泊所屋根改修工事、管理棟屋根防水改修工事を実施することとしました。</p>
<p>本業務については11月9日に履行期間の変更をしていますが、どうして変更を行ったのでしょうか。入札金額が低かったことが影響していなかったのでしょうか。</p>	<p>低入札価格となったため、低入札価格調査を実施する必要があったため、工事の取り掛かりが遅れたのも1つの理由ですが、大きな要因はコロナ禍が収束し、急激な業績回復に伴い、予定していた職員(左官)の確保が困難となったため約1か月の工期の延長を行いました。</p>
<p>低入札価格である点については特に問題はないものと思料します。</p>	

<p>前回と異なり「総合評価落札方式」をとらなかったのは契約金額に照らしてのことでしょうか。</p>	<p>6,000万円以上の案件は総合評価落札方式が原則であるが、屋上防水改修工事は除外されているため最低価格落札方式としました。今回は屋上防水工事に公務員宿舎の改修工事を含んでいたため、総合評価落札方式を採用しました。</p>
<p>今回の施工箇所は、前回の施工箇所のうち「不自由者棟」、「看護婦更衣棟」が除外されているという理解で正しいでしょうか。仮に正しいとしたら、現時点では改修の必要がなく、その必要が生じたら施工する予定ということでしょうか。</p>	<p>あくまで予算規模で優先順位を決定いたしました。工事は必要であると判断しています。</p>
<p>(分科会長の意見) 審議が終了しました。特に問題はありません。</p>	

【審議案件3】

審議案件名 : 国立療養所奄美和光園RC受水槽内部改修工事
資格種別 : 建設工事-防水工事(「C」又は「D」ランク)
選定理由 : 一般競争入札(最低価格落札方式)を実施している案件中、1者応札であり、落札率が高いため
発注部局名 : 国立療養所奄美和光園
契約相手方 : 株式会社ダイヤモンド止水接着工業
予定価格 : 4,414,300円
契約金額 : 4,400,000円
落札(契約)率 : 99.7%
契約締結日 : 令和3年8月25日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社ダイヤモンド止水接着工業が契約の相手方となった。落札率は99.7%である。

意見・質問	回答
一者応札になった理由として、RC受水槽自体が少ないため実績を有する業者が少なかったとあります。応札者が1者とならないために、公告以外に何かPR活動は行いましたか。	入札説明書は3者に配付しており、結果的に一者応札になりました。公告以外に建設新聞に掲載依頼を行いました。
落札率が99.7%と非常に高くなった理由をどのようにお考えですか。	理由は不明ですが、当園は離島に在ります。今回の落札者は鹿児島市に在るため、島内の業者より不利になると思います。そういう状況で入札されているので、かなり頑張った価格ではないかと思えます。
落札者は当初参考見積価格を8.1百万円としていましたが、入札価格は約半分の4百万円です。低減できた理由を聴取しておりますか。もし、参考見積価格を意図的に過大に出してきたとするなら、参考見積徴取先としては不適格だと考えますが如何でしょうか。	低減できた理由は聴取していません。 参考見積は、入札説明書を配付した業者へ依頼しています。 当園は離島にありますが、今回の落札者は、鹿児島市にあるため島内の業者より参考見積が高いことは仕方ないと思っていました。結果的には、落札者がすごく頑張っに入札したと思っています。
予定価格は徴取した参考見積価格の低いものを採用しています。過去の実績、実勢価格との比較する等科学的な検証はしていますか。	過去の実績は、当園の実績は古く(19年前)契約の資料がないため比較していません。 実勢価格は、立地条件等も関係するため参考見積価格を予定価格としました。
低減できた理由を聴取し分析しておいて下さい。今後の調達の時に重要な情報となるはずですが。	落札者へ聴取したところ、「奄美で公共施設等の実績を作るために努力をした。」と回答を得ました。
一者応札になった要因分析において「RC受水槽自体が少ないために実績を有する業者が少なかった」との記載がありますが、どのようにして実績を有する業者が少ないことを調べたのでしょうか。	入札説明書を配付した業者から入札に参加できない理由等を確認するときに情報を得ました。
また落札業者が予定価格算出の際に提出した金額が、入札時に半減していることについてどのような理由があるのでしょうか。	理由は分かりませんが、当園は離島に在るため、島外からの入札参加は不利になると思います。それでも、入札に参加しているので、落札するつもりで入札した結果だと思います。
RC受水槽は減少する一方のはずなので、新たに手がけようとする業者は現れないでしょうし、かつて手がけたことのある業者も経営資源をRC受水槽関連以外の業務に振り向けることが考えられますので、参加資格を満たす施工実績を有する業者が少ないこと、したがって、一者応札になりやすい案件であると思料します。なお、素朴な疑問なのですが、契約相手方が予定価格決定に際しての参考見積では入札価格の2倍以上の価格を計上している点につき、このようなことはよくあることなのでしょうか。	当園は離島に在り、今回、落札した業者は、鹿児島市に在るため、参考見積が高い金額になるのは当然だと思います。それでも、落札したことは、入札で頑張っていたのだと思います。このようなことはあまりないと思います。

(分科会長の意見)

審議が終了しました。落札者は当初参考見積価格を8.1百万円としていましたが、入札価格は約半分の4百万円です。低減できた理由として、努力したからという抽象的な理由に留まっています。数値を使った具体的な説明を求めるべきだと思います。もし、参考見積価格を意図的に過大に出してきたとするなら、参考見積徴取先としては不適合と判断せざるを得ません。予定価格制度を形骸化させてしまう虞があるからです。その他は特に問題ありません。

【審議案件4】

審議案件名 : 令和3年度神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター1号棟空調設置工事
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、金額が大きいため
 発注部局名 : 神戸検疫所
 契約相手方 : 株式会社長村商会
 予定価格 : 21,923,000円
 契約金額 : 21,916,400円
 落札(契約)率 : 99.9%
 契約締結日 : 令和3年9月8日

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、不落となり、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>随意契約理由書で見積り合わせを実施したとありますが、見積りを出したのは何者ですか。</p>	<p>見積りを提出したのは1者のみです。</p>
<p>契約者は当初(2回目)の一般競争入札では予定価格を超えてはいるものの最低価格で入札した者ですか。随意契約相手先の選定方法をどのようにしましたか。</p>	<p>契約者は、当初(2回目)の一般競争入札では予定価格を超えてはいるものの最低価格で入札した者です。見積り合わせを実施するにあたっては、入札に参加した者に見積りの提出を依頼しました。</p>
<p>予定価格は設計事務所の見積書をそのまま採用しています。価格の妥当性について科学的な検証は行っていますか。例えば見積書の空調機器設備工事パッケージ形空気調和機ACP-1 室外機 4.8 百万円はどのように算定されているか検証していますか。その他の見積単価はどのようなものを使っているのですか。</p>	<p>空調機の価格は3者から見積りを徴取し、その中で最も安い単価を採用しています。その他の見積単価については、刊行物、市場単価等を根拠に算定しています。</p>
<p>不落随契となっていますが、実際は3者のうち2者が辞退しているため、1者応札状態になっていたと思います。そのようになった要因として、入札公告について説明してください。具体的には「2 入札参加者に要求される資格」の(5)において「主任技術者または管理技術者を当該工事に専任で配置」することを求めています。それは必要でしょうか。入札参加者の窓口を狭めていないでしょうか。</p>	<p>今回の工事対象の建物は、高度な試験検査を行う施設であり、施工中においても一部の試験検査業務が実施されている状況にあり、かつ高額な精密機器も多く配置されていることから、工事に当たって配慮すべき事項も多く、適正な履行を確保するためには専任での配置が必要であると判断しました。</p>
<p>空調機の性能についての確認です。落札業者の積算内訳を見ると「ACP-1-5」の性能として冷房2.8KWとありますが、求めている仕様では「ACP-1-5」の性能が5.6KWとなっています。この点について確認をお願いいたします。</p>	<p>落札業者の記載ミスであり、正しくは5.6KWです。契約時に業者に確認済みであり、5.6KWのものが納品されています。</p>
<p>随意契約となった点については特に問題ないものと思料します。</p>	
<p>前回の応札者6者に対し今回は実質的に1者(2者は辞退)となったのは、どのような要因が考えられるのでしょうか。</p>	<p>前回入札に参加した者にも声をかけましたが、業務が忙しく、人の手配が難しいとの回答でした。辞退した2者についても同様の理由からです。コロナ禍という特殊要因が影響し、人の手配等が進められなかったのではないかと考えています。</p>
<p>前回(令和2年7月30日契約締結)から1年ほどで改修というのは、どのような事情によるものなのでしょうか。</p>	<p>予算不足により前回工事で実施できていない区画について、今回実施するものです。</p>

(分科会長の意見)

審議が終了しました。落札者積算内訳書の内容については、入手時に（履行期間前に）仕様書と齟齬がないかどうか十分チェックをしておく必要があります。その他は特に問題ありません。

【審議案件5】

審議案件名 : ハンセン病研究センター第二研究棟自家発電機更新その他工事

資格種別 : 電気工事(「A」又は「B」ランク)

選定理由 : 一般競争入札(総合評価落札方式)を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため

発注部局名 : 国立感染症研究所

契約相手方 : 高野電気工業株式会社

予定価格 : 156,408,689円

契約金額 : 62,676,900円

落札(契約)率 : 40.1%

契約締結日 : 令和3年7月21日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、6者応札があり、高野電気工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は40.1%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問**回 答**

低入札価格調査の結果で、資機材の購入については、その価格を抑えられた理由として、長年の信頼関係のある取引先からの一括購入による価格低減という記載がありますが、具体的に説明して下さい。

自家発電機は、現在施工中の他物件(50kVA1台、100kVA及び125kVA各1台 計3台)と一括購入することで価格の取引条件が有利になり、値引き率が上がることで低価格での調達が可能になるとのことでした。

落札率が約40%で入札価格が極端に低いものとなっています。また、全体の平均入札価格は約100百万円で、他者の入札価格に比してもかなり低い価格で入札しています。予定価格と落札価格に大きな差が出た具体的な項目としては、管理棟側電気設備工事 非常用自家発電設備更新 200kVA 屋外長時間型(予定価格34百万円、入札価格6百万円)及び、第二研究棟側電気設備工事 非常用自家発電設備更新 200kVA 屋外長時間型(予定価格36百万円、入札価格6百万円)があり、この項目だけで約60百万円の差が出ています。ダンピングになっていないでしょうか。

直接工事及び共通仮設費等については、落札業者の自社の社員配置や保有する機械を使用することで経費を抑えることができ、また非常用自家発電機に関しては、現在施工中の他物件(50kVA1台、100kVA及び125kVA各1台 計3台)と一括購入することによって低額調達が可能となっており、地下燃料タンク等の購入を合わせることで十分利益が出せるとの判断をされています。低入札価格調査において、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるとの結論に至っており、この入札価格は落札者のこれまでの営業活動や企業努力の結果と認識していることから、このことがダンピングに該当するとは考えていません。

これだけ低い落札率でありながら「十分利益が出せる」というのは驚くほかありません。

* 低入札価格での落札決定に疑義があるという意味ではございません。

自社の社員配置や保有する機械を使用することで経費を抑えることができ、また非常用自家発電機に関しては、現在施工中の他物件(50kVA1台、100kVA及び125kVA各1台 計3台)と一括購入することによって低額調達が可能となっており、地下燃料タンク等の購入を合わせることで十分利益が出せるとの判断をされています。

(分科会長の意見)

審議が終了しました。落札率が極端に低い案件については、不当に他の事業者を調達から排除しないように、低入札価格調査は、利益確保状況について具体的な数値での説明を落札者に求め、より厳格に調査・分析を行うことが必要です。その他は特に問題ありません。

【審議案件6】

審議案件名 : 新型コロナウイルスの懸念される変異株スクリーニング解析の業務委託に係る単価契約
資格種別 : -
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規であり、契約率が100%であるため
発注部局名 : 国立感染症研究所
契約相手方 : 株式会社マイクロスカイラボ
予定価格 : 142,797,600円
契約金額 : 142,797,600円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和3年7月1日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
予定価格調書に示されている予定単価の算定根拠を教えてください。予定単価は契約者の参考見積書どおりとなっておりますが、別途科学的な検証は行われたのですか。また、新型コロナウイルス変異株1種類検査の予定単価が7千円ですが、実勢価格であることは検証されていますか。	予定価格の算定は昨年度末同種の契約で実施した概算数量に見積単価を乗じて算定を行いました。価格の検証は、参考見積書を徴取した結果、同契約案件の契約単価と比較しより安価であったため、その単価を実勢価格であるとし契約を進めました。
価格交渉は行いましたか。	同契約案件の契約単価をもとに、その単価をベースとし、価格交渉を行いました。
9月15日以降は東京都が改めて同社と契約するため、契約期間を9月14日までに短縮する内容の変更契約を取り交わしたという理解でよろしいですか。	ご意見のとおりです。
緊急性が必要であった理由はわかりましたので、具体的な緊急性について（何時依頼が来て何時までに契約すべきであったかなど）説明をしてください。	令和3年6月2日開催厚生労働省アドバイザーボード及び令和3年6月4日付事務連絡にて、L452R変異株のPCR検査を行うこととなり、6月時点での同契約業者のみでは、6月下旬から始まった第5波の感染者拡大状況に対応できない状況となったため、技術的な調整が取れ次第、新たにマイクロスカイラボと契約する必要が生じたものです。
単価を設定する際に、これまでの他の契約における単価などは参考とされていないのでしょうか。	同契約案件の契約単価をもとに、その単価をベースとしました。
随意契約となった理由は合理性があるものと思料します。なお、契約金額（単価）の合理性については、本件相手方との契約締結以前に締結済みであった同種契約（6者）における契約金額（単価）と比較することにより検討なさっているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。同契約案件の契約単価をもとに、その単価をベースとしました。
(分科会長の意見) 審議が終了しました。特に問題はありません。	

<p>【審議案件7】 審議案件名：食品用器具・容器包装のポジティブリスト（PL）収載物質の食品健康影響評価に係るリスク評価方針（案）作成に関する検討業務 一式 資格種別：役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、落札率が100%であるため 注部局名：国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方：日本エヌ・ユー・エス株式会社 予定価格：9,350,000円 契約金額：9,350,000円 落札（契約）率：100% 契約締結日：令和3年7月19日</p>	
<p>（調達の概要） 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、日本エヌ・ユー・エス株式会社が契約の相手方となった。落札率は100%である。</p>	
意見・質問	回 答
<p>落札率が100%となった理由としては、参考見積書を提出した事業者が参考見積書どおりの価格で入札したところ、予定価格も同額だったためその価格で落札できたからということになります。参考見積書の徴取先の選定はどのように行いましたか。</p>	<p>化学物質のリスク評価が可能であると想定される6者に参考見積を依頼した結果、2者から回答があった。</p>
<p>複数の参考見積価格のうち最低価格を予定価格としていますが、市場価格として適正なものとは必ずしも言えません。過去の実績、実勢価格と比較する等科学的に検証することが必要です。このような方法で予定価格を算定すれば落札率が100%になることはなかったと考えますが如何でしょうか。</p>	<p>過去の実績や実勢価格も含めて勘案するため、類似案件の契約実績を求めたところ、いずれの業者も拒否の回答であったため、参考見積書の最低価格を予定価格とした。</p>
<p>公告から入札までの期間が短いことが一者応札になった理由の1つと考えられますが、どうしてこのように短いのでしょうか。</p>	<p>応札するために必要な検討期間は確保できているという考えの上、通常の最短公告期間である10開庁日とした。 なお、今後は応札者の準備期間を十分確保するため、同様の案件は公告期間を最短15開庁日は確保するよう検討する。</p>
<p>予定価格の算出においてA社の価格が採用されており、結果A社だけが応札して落札しているようですが、B社については見積の内訳がないのでしょうか。</p>	<p>B社に明細も含めた参考見積を依頼したところ、「参考見積の場合、会社の方針として内訳の提示は不可」との回答があった。</p>
<p>本件業務に投入できる人的物的資源を調整・確保するための準備期間を与えるという意味で、入札公告から入札日までの期間を長めにとるとすることは考えられないのでしょうか。</p>	<p>応札するために必要な検討期間は確保できていると考ええるが、応札者の準備期間を十分確保するため、今後、同様の案件は公告期間を最短15開庁日は確保するよう検討する。</p>
<p>（分科会長の意見） 審議が終了しました。一者応札を回避するための方法として、公告期間を十分に確保することは有用なので、調達スケジュールの見直しを検討してください。その他は特に問題ありません。</p>	

【審議案件 8】	
審議案件名	: PCR検査装置の賃貸借及び保守
資格種別	: 役務の提供等—賃貸借（「A」、「B」又は「C」ランク）
選定理由	: 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、一者応札であり、落札率が100%であるため
発注部局名	: 関西空港検疫所
契約相手方	: 株式会社エスアールエル
予定価格	: 3,300,000円
契約金額	: 3,300,000円
落札(契約)率	: 100%
契約締結日	: 令和3年9月24日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社エスアールエルが契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回 答
一者応札になった理由としては、公告期間が短く広く周知される程の十分な時間が確保できなかったから、ということが挙げられます。今回の落札者が入札に参加できた経緯を教えてください。	従前からPCR検査等の委託業務を受託している業者であったことからすみやかな対応ができたものと考えられます。
この調達案件は、入札者は1者しかおらず、自身が提出した参考見積書どおりの価格で入札し、予定価格も同額だったため100%の落札率で落札したという、一般競争入札と言えども、極めて非競争的な調達が行われたという見方もできますが、如何でしょうか。	ご指摘の通りです。ただ、一般的に60ヶ月の賃貸借契約であるものを今回5ヶ月という短い期間での賃貸借で契約できており他に受注者がなかった状況ともいえます。
予定価格の算定において1者からしか見積もりを取っていないようですが、複数者から見積もりを取って予定価格をたてることができなかったのでしょうか。	60ヶ月賃貸借契約が一般的であるものを今回5ヶ月という短い期間で受託可能な事業者がありませんでした。
一者応札となった要因の一つとして「空港内の検査センターという特殊性」とありますが、賃貸物が空港内に設置されること、故障等の場合には賃貸人の従業員が空港内で作業すること等の関係、つまりセキュリティの関係から、賃貸人に一定の資格要件があり、そのために応札者が限られるという理解でよろしいでしょうか。仮にそうであるとしたら、人員配置の調整等は特に必要ない案件のようにも思われるのですが、調達期間を十分に確保することにより複数応札となることが期待できるのでしょうか。	ご指摘の通りのセキュリティの問題などもあげられます。ただ、公告期間を長くしても賃貸借期間を最低でも3年以上などとしなければ応札者が複数となることは難しいと考えられます。

(分科会長の意見)
 審議が終了しました。随意契約・価格交渉という選択肢もあったのかもしれませんが。調達方法については一般競争入札が最善の方法であるとは限らないので柔軟に対応することが必要です。その他特に問題はありません。

【審議案件9】

審議案件名 : 東京オリンピック・パラリンピック選手団に対する管理業務補助
資格種別 : -
選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規であり、契約率が100%であるため
発注部局名 : 成田空港検疫所
契約相手方 : 日本航空株式会社
予定価格 : 44,178,750円
契約金額 : 44,178,750円
落札(契約)率 : 100%
契約締結日 : 令和3年7月5日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
予定価格調書の予定単価 3,750 円は契約者が提出した参考見積書どおりの金額ですが、何らかの科学的な検証は行われたのですか。当該予定単価の妥当性をご説明下さい。	類似業務である「検疫業務にかかる支援業務」については、1日1人単価が5,300円であり、本業務における単価は、より安価であると確認しております。
随意契約理由書に「空港内制限エリアでの業務が含まれている」ので、既に「許可を受けた者のみが受託できる」と書かれているように読めますが、その通りでしょうか。受託した業者に許可を与えることができなかったのでしょうか。再度随意契約とした理由を説明してください。	ご質問いただいたとおり許可を受けた者のみが受託できるものです。空港内の制限エリア立入は、保安上、厳しく制限されております。また、立入許可については、検疫所ではなく、成田国際空港及び税関の管轄になります。なお、立入許可証の発行には空港内に事業所があることが前提になっております。
「成田国際空港及び税関から許可を受けた者」であり、かつ、本件業務を遂行可能なのは本件相手方のみであるということでしょうか。	ご質問いただいたとおりになりますが、オリンピック・パラリンピック選手団等への業務であり、選手団等は日本到着後、国内で最初に実施する措置になります。そのため、接遇等についても誤りのない対応が必要と考えていること。準備期間が少ない中で対応できる人員を確保することができ、業務遂行可能なのは本件相手方のみと考えております。
(分科会長の意見) 審議が終了しました。特に問題はありません。	

【審議案件10】

審議案件名 : 宿泊施設借上契約
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、新規であり、契約率が100%であるため
 発注部局名 : 成田空港検疫所
 契約相手方 : ルートインジャパン株式会社
 予定価格 : 350,681,100円
 契約金額 : 350,681,100円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和3年8月3日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>予定価格調書の予定単価 8,500 円は契約者が提出した参考見積書どおりの金額です。この単価に決定された経緯とその妥当性についてご説明下さい。</p>	<p>本件については、新型コロナウイルス感染症デルタ株の感染拡大によって、水際対策が強化されたため、ホテルでの待機者が急増したことが理由になります。そのため、非常に短期間の中でホテルを1棟すべて借り上げるホテル業者を捜すことには、かなり厳しい作業であり、本省と連携し、契約したものとなります。単価については、当該施設以外で借り上げているホテルは、1室概ね8,000円から10,000円程度であり妥当であると考えております。</p>
<p>随意契約となった理由、契約率が100%となった理由いずれも合理性があるものと思料します。他方、本件のように、緊急事態への対応として可及的速やかにホテルの全室(一般宿泊者に提供する場合の宿泊料金は部屋のグレードに応じたものとなる)を確保するという場合、契約金額(単価)の合理性についてはどのように検討なさるのでしょうか。</p>	<p>ご質問いただいたとおり、緊急事態への対応として全室を確保することは、非常に困難な調整が必要になっております。基本的にはホテル側との調整になりますが、すでに借り上げているホテルの単価等と比較した上で妥当性を検討するものと考えております。</p>
<p>(分科会長の意見) 審議が終了しました。特に問題はありません。</p>	

20都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
 電話03-5253-1111 (内7965)